

住民投票条例の制定 総務

議案第1号 住民投票条例の制定

（提案理由）市民に重大な影響を及ぼす市政に係る重要事項について、直接、市民の意思を市政に反映させ、市民の市政への参加の推進を図ることを目的に制定しようとするもの。

■委員 全国初の罰則規定を設けるということで検察庁との事前打ち合わせがあったということであるが、その経緯を聞きたい。

□当局 平成22年8月3日に千葉検察庁に出向き協議を開始した。罰則全般については、地方自治法に規定している直接請求または公職選挙法に規定している選挙に関するものを参考にして、るので特に問題はないという判断をいただいた。その後、地方自治法の一部改正があった関係で罰則を1条追加したが、それに関しても本年6月2日に問題がない旨の回答をいただいている。

■委員 この投票条例の罰則規定については市民の不安をかき立てるような条文や文言がある。市長は、特に

この時期これに該当するような問題はないと言っているが、それならば国会での議論の結論が出てからでもいいという気がするが、その辺の兼ね合いはどう考えているのか。

□当局 平成22年6月定例会の市政一般報告や同7月1日号の市報にも掲載後、2回のパブリック・コメントを実施し、市としては、住民参加の推進の立場からこの制度を導入するというものである。また、23年2月の国の自治法改正案の中に盛り込まれたが、国の情勢を見ているとそこまで踏み込んだ体制がなされる状況にないため、市としては今まで構築し熟知してきたこの条例案をここでお願いするということである。

■委員 提案理由に「市民に重大な影響を及ぼす市政に係る重要事項について」とあるが、想定される重要事項とはどのようなものか。

□当局 現在想定しているものはないが、そういうものが発生した場合には、その時点で判断して重要事項として住民投票に付すると

いうことである。

■委員 一番最初に案が出た時に戸別訪問に關しても罰則規定があったが、最終的に除いた理由は。

□当局 実際、公職選挙法で戸別訪問の罰則規定はあるが、検察庁との協議の中で、現実的に現在は適用していないということを除いた。

■委員 投票率のことが書かれておらず、投票率が低くてもその投票の効力があるという考え方について聞きたい。

□当局 現在の選挙の傾向から見ると投票率が低くなっている中で規定を設けると、重要な意思決定が先延ばしされてしまう危険がある。

イタリアの原発についての住民投票は有効投票数に達しなかったことで、何回も投票が行われた。最終的には、福島原発によって興味が上がってきた中で投票率が上がり、初めて有効投票に達した。そういったことから有効投票を設けることは避けたいというのが今回の考え方である。

◆賛成多数で可決

議案第9号 道路線の認定

（提案理由）路線整理のため、認定しようとするもの。

■委員 東部44106号線が、今回寄附行為で市道として認定されることになった経緯は。

□当局 今回認定をお願いしている路線の北側には、平成21年12月議会で認定された路線があり、今回関連するものであるが、前々からこの路線については、寄附の件で地元の方と協議をしていたが、幅員等が確保できない部分があり、調整をさせていただき、今回寄附をいただいたものである。

■委員 今後の整備についてはどう考えているか。

□当局 この路線は今まで私道であり、公共下水道等の整備がされていないため、公共下水道等を整備した後、舗装するのがよいと考えている。下水道の整備については、現在進行中の平成24年度までの実施計画の中に含まれていないため、25年度以降の次期実施計画の中で整備していきたい。

◆全会一致で可決

建設 路線整理のため市道を認定

新清掃工場建設候補地選定審議会条例の制定

環境経済

議案第4号
新清掃工場建設候補地
選定審議会条例の制定

（提案理由） 新清掃工場の

建設について全市民的見地から審議するため、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を設置し、地方自治法上の附属機関として位置付けようとするもの。

■委員 審議会の開催予定とその流れは。

□当局 8月のお盆明けごろから集中的に審議をお願いし、来年の1月を目途に複数の候補地を選定していただきたい。その複数の候補地についてアセスメントを実施してその結果が出るころにまた審議会を開催し、その結果を参考にしながら最終的に一つの候補地を選定していただきたい。

■委員 審議会の仕事内容は。

□当局 審議会の役割は、新清掃工場の建設地として最も適する候補地の選定が中心となるが、そのほかに新清掃工場建設に関する事項について審議をしていただくことになる。特に一般廃棄物処理基本計画のごみ

の減量問題について、どういう取り組みが必要なのか、また、候補地に選ばれた地元に対する還元策などを含む対応策等について決める必要があるため、それらを議論していただきたい。

■委員 その他新清掃工場の建設に関する事項とあるが、これが地元還元策や、ごみの減量及び処理方式の問題なのか。

□当局 最終的には、委員の任期は新清掃工場の建設地として最も適する候補地の選定に係る答申をもって終了するというところであるが、それは候補地を最終的に選定していただいた段階で審議会の役割も終了するというところである。候補地を選定するに当たつての必要條件として、ごみの減量と処理量によって施設の規模等

も決まっていき、処理方式等も決まらなければ、アセスメントもできない。さらに地元との関係についても整理していただきたいということ、それらも含め審議していただきたいということである。

◆全会 一致で可決

文教福祉

知的障害者更生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

議案第5号
知的障害者更生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

（提案理由） こぶし園を障害者自立支援法に基づく生活介護を行う事業所へ移行させるため規定を整備しようとするもの。

■委員 定員40名とあるが、現在の利用者数は。

□当局 現在37名である。

■委員 施設のバリアフリー化やトイレの改修等、ハード面を改善する予定は。また、現在行っている作業内容等の変更予定は。

□当局 現在の施設を改修する予定はない。渡り廊下は、コンクリートの打ちっぱなしになっており、車いすでも動けるようになってはいる。作業内容については変更する考えはない。

■委員 職員体制について、指導員の正規職員と臨時職員の人数は。また、今後、職員の加配を行うのか。加配する場合、正規職員、臨時職員どちらで加配するのか。

□当局 現在、生活作業指導員は正規職員が7名、臨時職員が11名となっている。

条例改正に伴う職員増は考えていない。

■委員 昨年改正された障害者自立支援法の主なポイントは何か。

□当局 当初、自立支援法ができた際はかなり批判があった使用料等の利用者負担について、応益負担から応能負担を原則とした暫定措置がとられていたが、それを明文化したものである。

■委員 障害の「害」は、一般の議会でひらがなの「がい」に直した経緯があるが、本条例については「害」のままなのか。

□当局 法律の名称として使用している「害」は直さないうことで、法律関係の障害の「害」はそのままになっている。

◆賛成多数で可決



こぶし園